動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（用語の意義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　動力消防ポンプ　ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関、電動機又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。 ［二～六　略］ （一般構造及び機能） **第三条**　動力消防ポンプの一般構造及び機能は、次の各号に適合するものでなければならない。 ［一～三　略］ 三の二　充電部のうち、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならないこと。 ［四～八　略］ 九　可搬消防ポンプ（大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。）の乾燥質量（燃料、潤滑油、冷却水その他の液体及び電動機駆動用の蓄電池を全て取り除いた場合の総質量をいう。）は、百五十キログラム以下であること。 ［十　略］ 十一　内燃機関及び電動機を併用するものにあつては、内燃機関又は電動機への切替えに際して、その機能に有害な影響を及ぼすおそれがないこと。 （材料） **第四条**　動力消防ポンプの部品で次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表下欄に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性（引張強さ、耐力及び伸び）を有するものでなければならない。 ［略］	（用語の意義） **第二条**　［同上］ 一　動力消防ポンプ　ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関（以下「機関」という。）その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。 ［二～六　同上］ （一般構造及び機能） **第三条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［新設］ ［四～八　同上］ 九　可搬消防ポンプ（大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。）の乾燥質量（燃料、潤滑油、冷却水、その他の液体をすべて取り除いた場合の総質量をいう。）は、ポンプの級別に応じ、次の表に掲げるとおりとすること。 ［十　同上］ ［新設］ （材料） **第四条**　［同上］ ［同上］

部品	材料
［略］	［略］

ポンプの級別	乾燥質量（キログラム）
A―一 A―二 B―一 B―二	百五十以下
B―三 C―一 C―二	百以下
D―一	二十五以下
D―二	十五以下

部品	材料
［同上］	［同上］